

川野武志議員が、議長として当然遵守すべき議会規則等を故意に無視し続けたことにより議会運営の著しい混乱を繰り返し続けた結果、他の議員に対する侮辱行為を行ったことに対する処分を要求する件

令和8年6月9日

宮代町議会議長 川野 武志 殿

宮代町議会議員 佐藤 将

被処分要求者

宮代町議会議員 川野 武志

地方自治法第133条の規定に基づき、下記の通り処分を要求します。

記

1. 侮辱を与えた者の氏名

川野武志議員

2. 処分の理由

令和8年6月4日に開催された第3回定例会本会議において、田島議員が一般質問で医療問題についての発言中、当町が含まれる医療圏の病床数等について述べている際、私は予めマナーモードに設定されていた所有するスマートフォンを使い、田島議員の発言中の情報を聞き逃したり数字の確認等を行ったりするために、極めて短時間操作を行った。

宮代町議会会議規則（以下、「会議規則」と略す。）第103条第2項によると「携帯電話、スマートフォン等を携帯している者は、会議中その電源を切るか、又はマナーモードに設定しなければならない。」と明文で定められている。すなわち、使用することを禁じられてはならず、使用する際には周囲に発信音や着信音等で周囲に迷惑をかけるような態様での使用を禁じられているに過ぎない。

私がスマートフォンを使用していたところ、突然野原洋子議員が議長へ、私がスマートフォンを使用している旨を指摘し非難する発言を行った。隣席であることから、私へ直接小声で伝えるということすらせず、いきなり議長への発言を行ったことから推察するに、これは明らかに攻撃的かつ嫌がらせ的に行ったと思われる発言である。そして、その発言を受け、議長の川野議員は私に対し、スマートフォンの使用は禁止されているから使用を止めるように言われたが、明文で禁じられていないこと、及

び、議員としてその質問の趣旨をより深く理解するためもあったことから、議長に対し議会規則を紹介し、禁止は不当である旨、述べました。

この野原洋子議員の指摘は、明文に反していることは明らかであるだけでなく、自身も会議中にスマートフォンを使用していたことを看過した、極めて卑劣かつ自分勝手な発言である。この野原洋子議員がスマートフォンを使用したというのは、以前私と一緒に広報委員会での会議中にスマートフォンを使用し録画や撮影、録音等をしたことです。

この点、宮代町議会基本条例第6条には、会議につき「会議(本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会をいう。以下同じ。)」と定義付けられていることから、広報委員会も当然「会議」となることから、本会議同様、必然的にその広報委員会の開催も会議規則に拘束されることとなる。

もっとも、この会議規則に則って運営されているにも関わらず、町執行部はノートPCもタブレットも使用可という二枚舌的運用を続けていることも甚だ疑問であり、これまで私が指摘し続けてきたことでもある。

参考までに、これまでに、議会運営委員会、広報委員会、議会改革特別委員会等の場において、スマートフォンを使用していた議員は私が目撃しただけでも野原洋子議員を始め何人もいるが、その全員が注意すらされずに黙認されているのが現状である。

そして、会議規則へ「マナーモードに設定」と定められていることから、当該規則同条同項の制度趣旨は、携帯電話、スマートフォン等のいわゆる情報機器につき、禁止を定めているものではないことは明らかである。仮にこれらにつき禁止するしゅしであるのならば、端的に「携帯電話、スマートフォン等については、これらをしようしてはならない。」と定めれば良いことである。若しくは、明文の規則を改正した上で禁止とするのが、法治国家として当然の方法である。

川野議員は、「皆で決めたことだから。」という趣旨のことを理由として繰り返し述べ、自己の発言を正当化しようと試みていたが、そもそも会議規則というものは、法律である地方自治法第120条により「普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。」との規定(必要的設置義務)により定められたものである。

そして、この川野議員の「皆で決めたことだから。」という趣旨の発言に対し、専門書等では、次のように解説されています。

【地方自治研究機構：法的効力と正当性の原則規則優先の原則】

「議会規則(会議規則)は、地方自治法などの法律に基づいて定められた法的拘束力のある規範です。これに反する政治的合意(紳士協定や申し合わせ)は、法的効力を持たず、規則を改変することはできません

【有斐閣】

「議会規則に明文で定められている手続きやルールに反する合意（各会派間の政治的合意や申し合わせなど）の正当性および法的効力は、原則として認められず、明文の規則が優先されます。」

【有斐閣：合意の限界】

「たとえ全会派が一致して合意した内容であっても、明文の規則に違反する議事進行や決定を行えば、その手続き自体が「違法」または「不適當」とみなされます」

以上のことから明らかであるが、川野議員の発言は、そもそもその前提を欠くことから、その誤った発言を基にした私への「注意」や「退室」等、議長の命令権自体も不適當と言わざるを得ない。

そして、これらを見做す行為は、憲法第31条の定める「適正手続の保障（デュー・プロセス・オブ・ロー）」を持ち出すまでもなく、手続きの適正を軽視するものであり、このことは近代法の基本的な考えである、法の支配・法治国家・近代民主主義社会、さらには法の下での平等に対する重大な挑戦と指摘されても首肯せざるを得ないと言わざるを得ない。

これらのことから容易に推察できることではあるが、川野武志議員は、議長という重責を担っているにも関わらず、これらのことへの理解が著しく欠如若しくは無知であることから、平然と規則を破るという愚行を何度も何度も繰り返しただけに留まらず、私が規則の趣旨の説明を行っても、理解出来ないようであった。

この一連の川野武志議員の行為は、議長による議場の秩序維持を定めた地方自治法第129条第1項を根拠としているものと思われるが、仮にこの秩序維持権に基づいた命令権を川野武志議員が行使するのならば、その権利行使の前提要件として、私が「～この法律又は会議規則に違反し～」に該当していなければならないが、そのような事実は無い。したがって川野武志議員に対し、そもそも議長としての秩序維持権なり命令権などというものは法的に付与されないことは自明である。一方、前述したとおり、私自身は会議規則第103条第2項の明文に従った合法的な方法により川野武志議員へ発言の許可を求めていたことから、私の発言が会議規則に反していないことは明らかである。

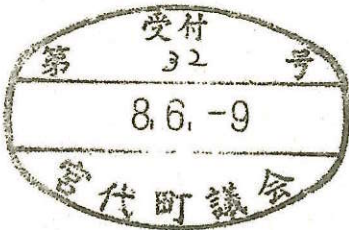
これらのことは、ここ数年、宮代町議会で行われている少数派である一町民や一議員に対する嫌がらせ、いじめの延長線に位置づけられる極めて卑劣な問題でもあり、多数派によるハラスメントとも言えるものであるが、法律家や“自称”人権派の議員が問題視しないところに、この町の問題の根深さを感じずにはいられない。

以上のことから、私は川野武志議員より侮辱を受けたので、地方自治法 133 条の規定により、処分を要求する。

2. 要求する処分の内容

地方自治法 135 条による（戒告・陳謝・出席停止・除名）のいずれか。

以上



野原洋子議員が、議会規則の解釈を誤ったことを契機とし、また自身及び他の議員と同様の行為をした者へ対し、差別的扱いを行ったことにより、他の議員に対する侮辱行為を行ったことに対する処分を要求する件

令和8年6月9日

宮代町議会議長 川野 武志 殿

宮代町議会議員 佐藤 将

被処分要求者

宮代町議会議員 野原 洋子

地方自治法第133条の規定に基づき、下記の通り処分を要求します。

記

1. 侮辱を与えた者の氏名

野原洋子議員

2. 処分の理由

令和8年6月4日に開催された第3回定例会本会議において、田島議員が一般質問で医療問題についての発言中、当町が含まれる医療圏の病床数等について述べている際、私は予めマナーモードに設定されていた所有するスマートフォンを使い、田島議員の発言中の情報を聞き逃したり数字の確認等を行ったりするために、極めて短時間操作を行った。

宮代町議会会議規則（以下、「会議規則」と略す。）第103条第2項によると「携帯電話、スマートフォン等を携帯している者は、会議中その電源を切るか、又はマナーモードに設定しなければならない。」と明文で定められている。すなわち、使用することを禁じられてはおらず、使用する際には周囲に発信音や着信音等で周囲に迷惑をかけるような態様での使用を禁じられているに過ぎない。

私がスマートフォンを使用していたところ、突然野原洋子議員が議長へ、私がスマートフォンを使用している旨を指摘し非難する発言を行った。隣席であることから、私へ直接小声で伝えるということすらせず、いきなり議長への発言を行ったことから推察するに、これは明らかに攻撃的かつ嫌がらせ的に行ったと思われる発言である。そして、その発言を受け、議長の川野議員は私に対し、スマートフォンの使用は禁止されているから使用を止めるように言われたが、明文で禁じられていないこと、及

び、議員としてその質問の趣旨をより深く理解するためもあったことから、議長に対し議会規則を紹介し、禁止は不当である旨、述べました。

この野原洋子議員の指摘は、明文に反していることは明らかであるだけでなく、自身も会議中にスマートフォンを使用していたことを看過した、極めて卑劣かつ自分勝手な発言である。この野原洋子議員がスマートフォンを使用したというのは、以前私と一緒に広報委員会での会議中にスマートフォンを使用し録画や撮影、録音等をしたことです。

この点、宮代町議会基本条例第6条には、会議につき「会議(本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会をいう。以下同じ。)」と定義付けられていることから、広報委員会も当然「会議」となることから、本会議同様、必然的にその広報委員会の開催も会議規則に拘束されることとなる。

参考までに、これまでに、議会運営委員会、広報委員会、議会改革特別委員会等の場において、スマートフォンを使用していた議員は私が目撃しただけでも野原洋子議員を始め何人もいるが、その全員が注意すらされずに黙認されているのが現状である。

これらのことから容易に推察できることではあるが、野原洋子議員は、議員としてきちんと学ぶべき会議規則への理解不足が著しく欠如若しくは無知であることを露呈したに留まらず、自らは平然と規則を破るという愚行を何度も何度も繰り返したにも関わらず、私に対しては指摘し批判するという、議員として、人間として大変恥ずかしい言動を行ったということであり、このことは、残念ながら議員としての資質の欠如であると言わざるを得ない。

これらの結果、野原洋子議員は公開の議場において私を侮辱したものである。

これらのことは、ここ数年、宮代町議会で行われている少数派である一町民や一議員に対する嫌がらせ、いじめの延長線に位置づけられる極めて卑劣な問題でもあり、多数派によるハラスメントとも言い得るものであるが、法律家や“自称”人権派の議員が問題視しないところに、この町の問題の根深さを感じずにはいられない。

以上のことから、私は川野武志議員より侮辱を受けたので、地方自治法133条の規定により、処分を要求する。

3. 要求する処分の内容

地方自治法135条による(戒告・陳謝・出席停止・除名)のいずれか。

以上